

議案第 86 号

大田原市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

大田原市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 12 月 9 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例
(大田原市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 大田原市水道事業の設置等に関する条例(平成17年条例第71号)の一部を次のように改正する。

題名中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第1条中「水道事業」の次に「及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)」を加える。

第2条の見出し中「水道事業の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業(公共下水道事業、農業集落排水事業及び公共設置型浄化槽事業をいう。以下同じ。)を設置する。

第3条を次のように改める。

(法の適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「政令」という。)第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第4条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項から第4項までを次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 給水区域は、厚生労働大臣の認可を得た区域とし、別表第1のとおりとする。
- (2) 給水人口は、74,740人とする。
- (3) 1日最大給水量は、29,310立方メートルとする。

3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 排水区域は、大田原市の区域のうち下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。
- (2) 排水人口は、43,050人とする。
- (3) 1日最大処理能力は、18,769立方メートルとする。

4 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 農業集落排水処理施設の名称、位置及び処理区域は、別表第2のとおりとする。
- (2) 排水人口は、7,250人とする。
- (3) 1日最大処理能力は、2,175立方メートルとする。

第4条に次の1項を加える。

5 公共設置型浄化槽事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 整備区域は、大田原市公共下水道事業の排水区域及び大田原市農業集落排水事業の排水区域以外の区域とする。

第5条第1項中「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「政令」

という。)」を「政令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第6条を削る。

第7条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項中「管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第9条とする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

区分	処理施設の名称	処理施設の位置	処理区域
大田原処理区	金丸地区農村クリーンセンター	大田原市南金丸159番地	北金丸の一部 南金丸の一部
黒羽処理区	川西第1クリーンセンター	大田原市大豆田479番地	黒羽向町の一部 大豆田の一部 余瀬 蜂巢
	川西第2クリーンセンター	大田原市黒羽向町1161番地	黒羽向町の一部 桧木沢の一部 寒井の一部

（大田原市水道事業給水条例の一部改正）

第2条 大田原市水道事業給水条例（昭和41年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

（大田原市下水道条例の一部改正）

第3条 大田原市下水道条例（昭和57年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「規則で」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が別に」に改める。

第3条第1項第2号中「規則の」を「管理者が別に」に改め、同項第3号中「市長」を「管理者」に、「排水きよ」を「排水渠」に改め、同項第4号中「市長」を「管理者」に、「排水きよ」を「排水渠」に改める。

第5条第1項中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第7条第1項及び第2項並びに第8条中「市長」を「管理者」に改める。

第11条の2中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第12条中「市長」を「管理者」に改める。

第13条第1項中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第14条第1項、第15条、第17条第1項、第2項ただし書及び第3項、第18条第1項及び第2項、第19条第1項及び第2項、第22条第1項本文、同項ただし書及び第2項並びに第23条中「市長」を「管理者」に改める。

第24条第1項中「市長」を「管理者」に、同項第3号及び第4号中「規則で」を「管理者が別に」に改め、同条第3項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第25条中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第27条第1項中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第30条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第31条第3号及び第5号中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第32条第1号中「排水きよ」を「排水渠」に、「規則で」を「管理者が別に」に改め、同条第3号中「暗きよ」を「暗渠」に改め、同条第4号中「暗きよ」を「暗渠」に、「管きよ」を「管渠」に改める。

第33条第2号及び第35条第4号中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第37条第1項から第3項まで及び第38条中「市長」を「管理者」に改める。

第39条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

附則第1項ただし書を削る。

(大田原市下水道使用料等審議会条例の一部改正)

第4条 大田原市下水道使用料等審議会条例(昭和57年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「公共下水道事業の下水道使用料及び受益者負担金」を「市が設置する下水道事業の使用料、負担金及び分担金」に改める。

(大田原市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第5条 大田原市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和58年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第3条第1項及び第2項、第5条、第6条第1項及び第4項、第7条、第8条第2項、第9条並びに第10条中「市長」を「管理者」に改める。

第11条中「市長」を「管理者」に改め、「14.5パーセントの割合」の次に「(当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセントの割合)」を加える。

第12条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

附則に次の1項を加える。

(延滞金に関する経過措置)

- 4 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.25パーセントに満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

(大田原市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

第6条 大田原市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成2年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「事業の設置」を「施設の管理」に、「第4条」を「第3条」に、「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

(大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第7条 大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例（平成5年条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名中「事業の設置」を「施設の管理」に改める。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「、農業集落排水事業を」を削り、「設置する」の次に「処理施設の管理等に関し必要な事項を定めるものとする」を加える。

第3条を削る。

第4条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改め、同条を第3条とする。

第5条第4号中「市長」を「管理者」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

第11条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第10条とする。

別表を削る。

(大田原市行政手続条例の一部改正)

第8条 大田原市行政手続条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

(大田原市情報公開条例の一部改正)

第9条 大田原市情報公開条例(平成13年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業」の次に「及び下水道事業の」を加える。

(大田原市公共設置型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 大田原市公共設置型浄化槽の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第60号)の一部を次のように改正する。

題名中「設置及び管理」を「管理等」に改める。

第2条第2号ただし書中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改め、同条第3号中「管きよ」を「管渠」に改める。

第3条、第4条、第5条第1項から第3項まで、第6条第1項及び第7条第1項から第3項までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第8条中「市長」を「管理者」に、「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第9条第1項、第10条、第12条及び第13条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第15条中「市長」を「管理者」に、「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第17条、第18条第1項、第19条第1項及び第3項、第20条第2項並びに第21条中「市長」を「管理者」に改める。

第22条中「市長が規則で」を「管理者が別に」に改める。

(大田原市職員定数条例の一部改正)

第11条 大田原市職員定数条例(平成17年条例第70号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

(大田原市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第12条 大田原市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成27年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

(大田原市個人情報保護条例の一部改正)

第13条 大田原市個人情報保護条例(平成29年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業」の次に「及び下水道事業の」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(大田原市下水道事業特別会計設置条例等の廃止)

2 大田原市下水道事業特別会計設置条例（昭和55年条例第3号）及び大田原市農業集落排水事業特別会計設置条例（平成2年条例第23号）は、廃止する。

（特別会計の廃止に伴う経過措置）

3 前項の規定により廃止する大田原市下水道事業特別会計及び大田原市農業集落排水事業特別会計（以下「廃止する特別会計」という。）の出納整理及び決算については、なお従前の例による。

4 廃止する特別会計に属する財産、債権、債務等は、第1条の規定による改正後の大田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第2条第2項に規定する下水道事業に引き継ぐものとする。